

## 池田市クールシェアスポット募集要領

### 1. 趣旨

猛暑時の冷房使用の抑制による省エネ・節電対策及び熱中症等の健康被害の軽減を図ることを目的に、事業者や団体等の施設・店舗等を、猛暑の際における外出先の一時休息場所「クールシェアスポット」として登録し、市民に利用してもらうため、登録にご協力いただける市内の施設・店舗等を募集します。

### 2. 対象施設

次の要件を全て満たす施設とします。

- ①池田市内の施設・店舗等であること。
- ②冷房設備を有すること。
- ③利用者の休憩スペースを確保できること。
- ④市が提供するクールシェアスポットの標識(ステッカー、のぼり)を市民から見えやすい場所に掲示及び設置できること。

### 3. クールシェアスポット実施期間

原則、毎年5月から9月末までとします。

ただし、市が必要と認めた場合は期間を変更することができます。

### 4. 開放日及び開放時間

クールシェアスポットとしての開放日は施設・店舗等の営業日とし、休業日(閉館日)は除きます。

また、開放時間は営業時間内とし、状況により前後することも可能です。

### 5. 登録手続

電子申請にて受付いたしますので、下記 URL より登録のお申し込みをお願いします。

申込確認後、市が適当と認めた場合は、登録決定通知によりお知らせします。

【登録申込フォーム：<https://logoform.jp/form/7xtY/1023070>】

ただし、池田市と連携協定を締結している法人、または、市条例で設置が規定されている施設・団体が管理する施設等で管理者が法人・団体等である場合は、登録手続きは不要です。

直接、環境政策課へご連絡ください。

### 6. 募集期間

クールシェアスポットの実施期間中は、随時お申し込みいただけます。

### 7. その他

・クールシェアスポットに係る登録事項(名称及び所在地等の情報)は、池田市や大阪府のホームページ

ジ等に掲載されます。

- ・クールシェアスポットの運営により発生する費用は登録施設で負担するものとし、市は負担いたしません。
- ・クールシェアスポット実施期間外における標識の管理については、登録施設において保管をお願いします。

## 8.登録内容の変更・登録解除について

施設・店舗等の登録内容や担当者に変更がある場合、または、登録の解除を希望する場合は、下記URLより登録変更・解除の届出をお願いします。

【登録変更・解除届出フォーム：<https://logoform.jp/form/7xtY/1024366>】

なお、登録後に「2.対象施設」の①～④の要件を満たさないことが判明した場合等、市の判断により登録を解除する可能性があります。

解除後は、速やかに市へ標識(のぼり、ステッカー)の返却をお願いします。

## 9. 問合せ先

池田市 市民活動部 環境政策課

電 話:072-754-6242

E-mail:kankyo@city.ikeda.osaka.jp